

## 市民農園区域指定の条件

市民農園整備促進法 (第4条第1項)		市民農園整備促進法の運用について (第3条第1項)		県 市民農園の整備に関する基本方針 (第2条)	
第1号	当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然条件及び利用の動向から見て、市民農園として利用することが適当と認められること。	(1) 「相当規模の一団の農用地」	優良な市民農園の整備を行なう法の趣旨から休憩施設等の施設の整備を効率的に行ない得る程度の規模とする必要があるが、利用者の動向、付近の施設の整備状況に応じて弾力的に判断すること。	1 市民農園区域の規模	優良な市民農園の整備を行なう法の趣旨から休憩施設等の施設の整備を効率的に行ない得る程度の規模とする必要があるが、利用者の動向、付近の施設の整備状況に応じて弾力的に判断すること。
		(2) 「自然条件」	地形、地質等の条件であり、農作物の栽培や市民農園の開設に適しているかどうかを判断すること。	5 林業等との調整	林業、自然保護等との土地利用の調整を図るため、林業等の土地利用に支障を及ぼさない位置に指定すること。
		(2) 「利用の動向」	土地の所有者の意向等からみた農地の利用の現況や将来の見通しであり、例えば、都市的土地利用を予定している土地を市民農園区域に含めるようなことは好ましくないこと。	4 都市計画との調整	(1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を極力指定しないこと。 (2) 商業系の地区及び工業系の地区(準工業地区を除く。)においては、市民農園区域を指定しないなど、他の土地利用に支障を及ぼさないこと。
第2号	当該区域の位置及び規模からみて、その周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと。	(3) 「農用地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保」	周辺の農用地における、農業の経営規模の拡大や作付地の集団化、農作業の共同化等に支障を及ぼさないことを意味するものであること。したがって、市民農園区域の位置の選定や、規模の決定に当たっては、当該区域の周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことのないようにすることとし、例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう、周辺部を指定する等の配慮を行なうことが必要であること。	3 農業との調整	(1) 農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に対する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合にはその集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮すること。 (2) 農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定するなど十分留意すること。 (3) 地域の農地の賦存量、予想される利用者数などからみて、著しく過大な面積を指定しないこと。
第3号	交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であること。	(4) 「都市の住民の利用上必要な立地条件」	都市の住民が市民農園を利用するための利便性を確保するための条件であり、道路や鉄道等の交通施設の整備状況、用水の確保状況等の条件であること。	2 立地条件	次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、土地改良事業等の農業関連事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見こみがあるものであること。 (1) 道路の整備状況等から見て、利用者が用意に到達できると認められること。 (2) 用水の確保が容易であること。 (3) 周辺の土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。
		(4) 「利用者が総合程度見込まれる」	指定しようとする市民農園区域の規模等に見合った使用者の数が見込まれることであること。		

農用地とは耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。

市民農園整備促進法の施行について（第3条）	
1	市民農園区域は，市民農園の開設を誘導しようとする区域を指定することにより，農業上の土地利用との調整を図るとともに市民農園の効率的な整備を図ろうとするものであるが，その指定に当たっては，市町村の振興計画等との調整を図りつつ，農地所有者の土地利用に関する意向，農業構造改善事業の実施状況等からみて，区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みが十分にあること等地域の実情を踏まえる必要があること。 また，市民農園の整備を積極的に促進するため，市町村内において法第4条第1項各号に掲げる要件に該当する区域が複数ある場合には，それぞれを市民農園区域として指定して差し支えないものであること。
2	市民農園区域の指定は，農業上の土地利用との調整を図ること等を目的とするものであるので，市街化を図るべき区域である市街化区域は，農業との関係での土地利用上の調整を図る必要がないため，市民農園区域を指定しないこととされていること。
3	市町村は，市民農園区域の指定に当たっては地元関係者の意向等を十分に反映するとともに，周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすことのないよう地域における農業施策等との整合性を確保すること。

市民農園整備促進法（平成2年6月22日付け法律44）

市民農園整備促進法の運用について

（平成2年9月20日付け二構改B982建設省経民発41建設省都公緑発108農林水産省構造改善局長，建設省建設経済局長，建設省都市局長通知）

県 市民農園の整備に関する基本方針（平成3年8月13日付け広島県知事（農業振興課，都市整備課）通知）

市民農園整備促進法の施行について（平成2年9月20日付け二構改B981建設省経民発40建設省都公緑発107農林水産事務次官，建設事務次官通知）